

For Students who are Deaf or Hard of Hearing

# 事例に学ぶ障害学生支援と 合理的配慮

筑波技術大学  
白澤麻弓

# 話の流れ

障害者差別解消法と  
大学に求められる取り組み

事例に学ぶ障害学生支援：

- 1) 不当な差別的取扱いを巡って
- 2) 機会の保障と合理的配慮
- 3) 合理的配慮の提供を巡って
- 4) 対話に基づく配慮事項の決定



# 障害者差別解消法と 大学に求められる取り組み



# 障害者差別解消法

## 不当な差別的取扱いの禁止

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由に財・サービスや各種機会の提供を拒否・制限してはならない

## 合理的配慮の提供

社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない

# 法律が適用される範囲

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	
行政機関等	法的義務	法的義務	<p><b>国や県、市町村などの行政機関</b> 市町村役場、税務署、水道局</p> <p><b>国や県、市町村の管轄機関</b> 公民館、公立病院、国公立教育機関</p>
事業者等	法的義務	努力義務	<p><b>民間の企業・事業者によるサービス</b> 交通機関（私営）、私立病院、私立大学、デパート、レストラン、映画館、商店</p> <p><b>非営利団体や任意団体による活動</b> NPO団体、PTA、自治会、地域サークル</p>
雇用主等	法的義務	法的義務	<p><b>障害者を雇用している会社</b> 民間企業、国立大学、私立大学</p>

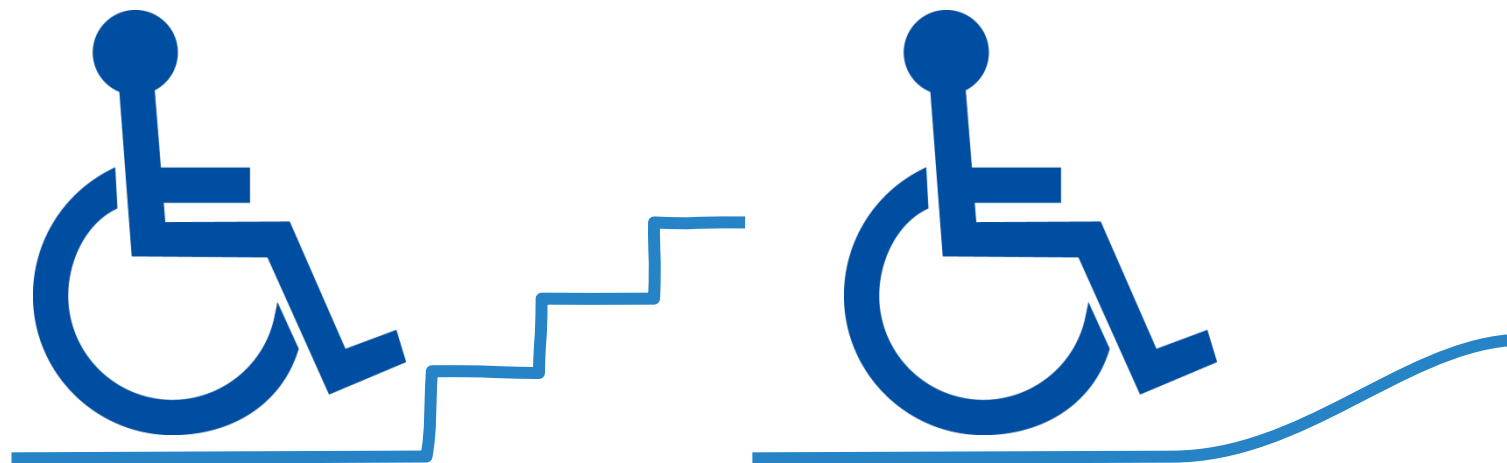
# 障害者の権利に関する条約

(平成18年12月採択)

障害者権利条約とは？

- 障害者の人権を守り、障害者が社会の一員として尊厳を持って生活できるよう保障していくための国際条約
- 障害のない人があたり前に保障されている権利を障害者にも平等に保障する

# 障害の社会モデル



機能障害

×

社会的障壁

=

障害

↑  
バリアを作り出しているのは…？

# 事例に学ぶ障害学生支援： 不当な差別的取扱いを巡って





## 【事例】

A大学医学部に聴覚障害のある学生から受験希望が出されました。この大学では、これまで重度の障害学生は受け入れた経験がなく、知識もノウハウもありません。

上層部の教職員は、以前、法律についての資料が送られてきたことは記憶にありましたが、そもそも医学部に障害学生が入ってくるという発想もなく、気にも留めていませんでした。

# こんな会話ありませんか？ 【会議編】

A: 法律があるって言っても、うちは医学部  
なんだから、過重な負担ということになる  
んじゃないですか？

B: 危険な実習もあるし、患者様に怪我でも  
させられたら誰が責任を取るんでしょう？

C: もっと環境が整っている大学があるって  
いうし、それならそちらを受験してもらっ  
た方が本人のためだと思うのですが。

# こんな会話ありませんか？

## 【会議編】

D: 少なくとも本学には、手話通訳者等の費用を負担できる予算はないので、保護者に支援をしてもらうか、支援者を連れてくることを条件に受験させてはどうでしょう？

E: とにかく、他学生と一律に扱うことはできないですね。

# 障害を理由とする差別の禁止

行政機関等／事業者等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と**不当な差別的取扱い**をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(障害者差別解消法 第7/8条)

**不当な差別的取扱い**

**= 国公立大学・私立大学ともに禁止**

# 不当な差別的取扱いとは？

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由に財・サービスや各種機会の提供を拒否・制限する
- 障害者でないものに対しては付さない条件を付ける

などによる、障害者の権利利益の侵害

(内閣府基本方針 第2-2(1))

## 【事例解説】

A: 法律があるって言うても、うちは医学部  
なんだから、過重な負担ということになる  
んじゃないですか？

→ **正当な理由？**

B: 危険な実習もあるし、患者様に怪我でも  
させられたら誰が責任を取るんでしょう？

C: もっと環境が整っている大学があるって  
いうし、それならそちらを受験してもらった  
方が本人のためだと思うのですが。

**まずは受け入れを前提に検討を！**

# 正当な理由とは？

障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合

- ・ 安全の確保
- ・ 財産の保全
- ・ 事業の目的・内容・機能の維持
- ・ 損害発生防止等

個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて障害者を不利に扱うことは適当ではない。

## 【事例解説】

D: 少なくとも本学には、手話通訳者等の費用を負担できる予算はないので、保護者に支援をしてもらうか、支援者を連れてくることを条件に受験させてはどうでしょう？

E: とにかく、他学生と一律に扱うことはできないですね。

**他学生には付さない条件を付けるもの  
これらも不当な差別的取扱いのひとつ**



# 大学における不当な差別的取扱いの防止

これらの不当な差別的取扱いは、大学等が関係するあらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠である。

- 入学前の相談
- 入試
- 授業（講義，実習，演習，実技，実験）
- 研究室の選択
- 試験・評価・単位認定
- 留学，インターンシップ，課外活動への参加

（文部科学省 第二次まとめ 5(1)1）

# 不当な差別的取扱いが発生しやすい場面

- 評価や合否判定、単位認定
- 学科・専攻・コース等の選択
- 選択授業や課外活動への参加  
(実習、学外研修、海外研修等)
- 大学や学部・学科が企画する講演会・セミナー等への参加

支援を提供しないことを条件に参加を認めたり、暗にあきらめさせるよう仕向けることも差別にあたりうる

# 障害を理由としたハラスメントの防止

- 君の参加を拒むものではないが、君が参加することでどれだけ予算がかかるか考えてくださいね。支援者だって必要だし、周りの学生にも負担がかかるんだから。
- このコースは実験・実習も多いし、おススメしないけどね。いや、別に差別しようとしているんじゃないなくて、君のためを思って言ってるんだよ。

# 事例に学ぶ障害学生支援： 機会の保障と合理的配慮



# こんな会話ありませんか？ 【入学前相談編】

大学: 協議の結果、お子さんの入学を認めることになりました。ただ、障害があって入学するのだから、人一倍努力をしてもらわなければいけません。親御さんの協力も不可欠ですが、大丈夫ですか？

保護者: はい、家庭でも支援をしますし、この子にも頑張らせます。

# こんな会話ありませんか？ 【入学前相談編】

大学: とりあえず前期の間は助手の先生に支援をしてもらいますが、慣れてきたら支援なしでも頑張ってもらわないと。就職したら、特別扱いはしてもらえないからね。

保護者: はい、よろしくお願いします。

## 【事例解説】

大学: 協議の結果、お子さんの入学を認めることになりました。ただ、障害があって入学するのだから、人一倍努力をしてもらわなければいけません。親御さんの協力も不可欠ですが、大丈夫ですか？

保護者: はい、家庭でも支援をしますし、この子にも頑張らせます。

**本人の努力や保護者の協力なしには入学できない？  
この発言自体が不当な差別を孕んだもの**

## 【事例解説】

大学: とりあえず前期の間は助手の先生に支援をしてもらいますが、慣れてきたら支援なしでも頑張ってもらわないと。就職したら、特別扱いはしてもらえないからね。

保護者: はい、よろしくお願いします。

合理的配慮は特別扱い？

支援を利用することは障害学生の甘え？

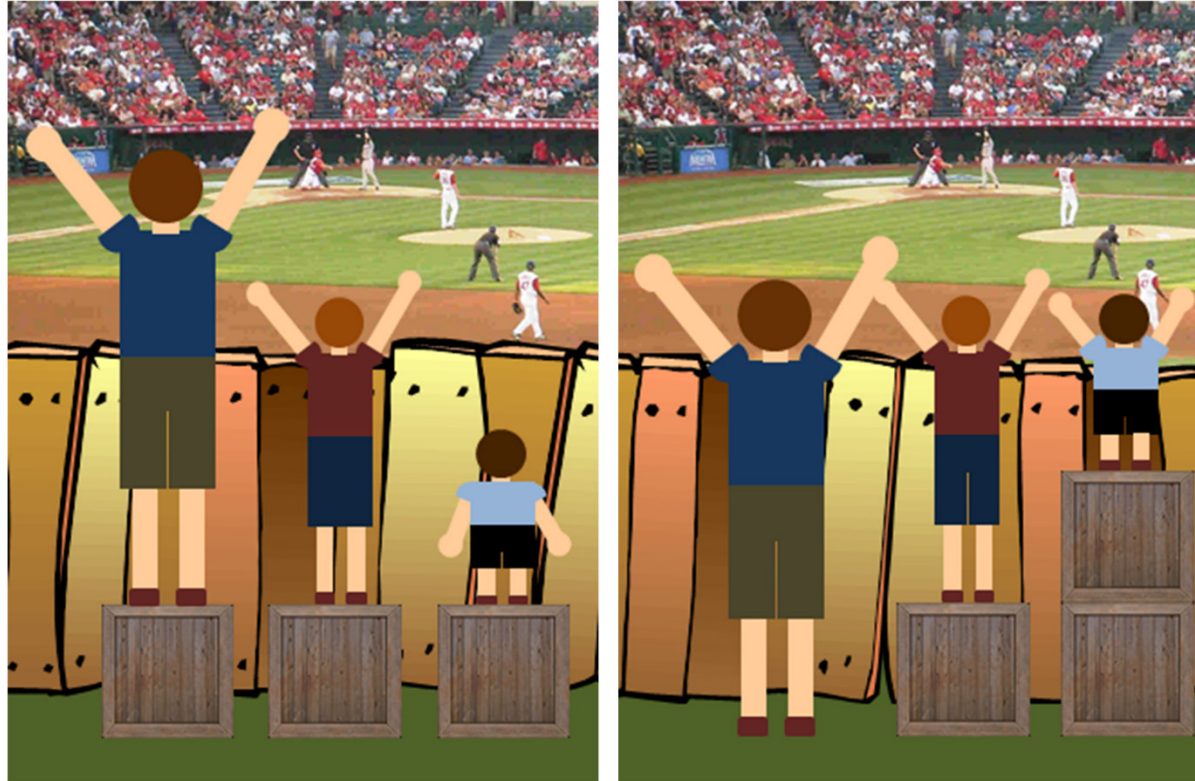


# 合理的配慮とは？

- 障害のある人が、障害のない人と平等にすべての人権を享有・行使するために必要な変更・調整
- 対象となる個人や場面によって変化する
- 均衡を失した過度な負担となる場合を除く

**合理的配慮 = 障害のある学生に「同等の機会」を保障するために提供されるもの**

# 「同等の機会」の保障とは？



Educational Trust “Equity and Equality Are Not Equal” Mar 12, 2014 by [Blair Mann](https://edtrust.org/the-equity-line/equity-and-equality-are-not-equal/)  
<https://edtrust.org/the-equity-line/equity-and-equality-are-not-equal/> より転載

# 「同等の機会」の保障とは？

合理的配慮  
= スタートラインを  
そろえるためのもの

障害学生だけが  
不当な努力を  
強いられている  
現状を改善

イラスト不掲載

# 事例に学ぶ障害学生支援： 合理的配慮の提供を巡って



# こんな会話ありませんか？ 【支援に関する研修会編】

A: 支援者の配置と言われても、うちには予算も体制もないから、過重な負担ということで大丈夫ですよ？

B: 私立大学は国立大学と違い、実施の義務はないですから。

C: 本学もノートテイクの要望があったけど、音声認識ソフトを購入することで対応しましたよ。本人はノートテイクの方がいいと言っていましたが、IT技術で解決できるならその方がいいと思います。

# こんな会話ありませんか？ 【支援に関する研修会編】

D: 本学では手話通訳の要望があったけど、ノートテイクに変更してもらいました。そもそも手話通訳の経費なんてないですし、これまでの学生もそうしていましたから。

E: うちの手話通訳経費を保護者に負担してもらっています。大学で用意できるのはノートテイクのみという条件で入学いただいていますし、保護者も納得しています。

# 障害学生支援の基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強く認識することが必要である。

これらのことはコンプライアンスの観点からも非常に重要であり、対外的な説明も求められるものである。

このため、関連の取組を進めるに当たって、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

**障害学生支援 = 権利保障のために必要なインフラ  
大学の責任で行うべきもの**

# 体制整備の必要性

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。

不特定多数の障害者のニーズを念頭に、あらかじめ、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備（事前的改善措置）を行うことが有効である。

(文部科学省 第二次まとめ 5(2), 5(2)1)



## 【事例解説】

A: 支援者の配置と言われても、うちには予算も体制もないから、過重な負担ということで大丈夫ですよ  
ね？

B: 私立大学は国立大学と違い、実施の義務はないです  
から。

E: うちでは手話通訳経費を保護者に負担してもらって  
います。大学で用意できるのはノートテイクのみと  
いう条件で入学いただいていますし、保護者も納得  
しています。

**合理的配慮の提供は大学に課せられた責務  
すべての大学で障害学生を想定した体制整備が必要**

## 【事例解説】

C: 本学もノートテイクの要望があったけど、音声認識ソフトを購入することで対応しましたよ。本人はノートテイクの方がいいと言っていましたが、IT技術で解決できるならその方がいいと思います。

D: 本学では手話通訳の要望があったけど、ノートテイクに変更してもらいました。そもそも手話通訳の経費なんてないですし、これまでの学生もそうしていましたから。

→ 「本人の意思」の不在 「建設的対話」の不在

# 合理的配慮の決定過程

障害のある学生本人と大学による建設的対話を行い、合理的配慮の内容を決定する。

障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い

建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。

# 事例に学ぶ障害学生支援： 対話に基づく配慮事項の決定



# こんな会話ありませんか？ 【支援内容の決定編】

メール文面：

●●様

先日いただいたご要望を受け、本学内で話し合った結果、貴殿に対する合理的配慮について以下の通り決定いたしました。何か不明な点等ありましたら、学生係までご連絡ください。

# こんな会話ありませんか？ 【支援内容の決定編】

## 記

- ・ ノートテイクの配置：不可
- ・ 手話通訳者の配置：不可

→代替措置として音声認識ソフトを用いた字幕提示装置の貸し出しを行います。機材の取り扱い、その他については、学生係にお尋ねください。

# 建設的対話の重要性

## 【建設的対話】

障害のある学生本人の意思を尊重しながら，本人と大学等が互いの現状を共有・認識し，双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話合い

### ○本人の現状

- なぜ支援が必要なのか？
- どのような社会的不利益が存在しているのか？
- どうすれば改善できると思っているのか？
- 別の手段では難しいのか？

# 建設的対話の重要性

## ○大学の現状

- なぜ求められる支援ができないのか？
- どういう条件であれば提供できるのか？
- 他に提供可能な支援はあるのか？
- どうなればよいと考えているのか？

## ○双方の現状を踏まえた話し合い

- 社会的不利益を最小限に抑えながら現実的に取り得る選択肢の模索



本人の  
意思の尊重



## 【事例解説】 求められる対話の例

学生：ディスカッションの授業では手話通訳を配置してほしいのですが…

職員：ほかの授業ではパソコンノートテイクを利用していると思うけど、それでは難しいのかな？

学生：話のペースが早くて追いつけなくて。

職員：先生は何か話していた？

学生：できることがあれば協力するとは言ってくださっているのですが、どうすればいいか。

## 【事例解説】 求められる対話の例

職員：手話通訳について検討することはできるけど、予算や人材の問題で、正直厳しいのも事実です。ただ、先生の協力も得られそうなら、一人ずつ手をあげて発言したり、ノートテイクの進行に合わせて議論してもらおうようお願いしてみることはできるけど。

学生：それがあれば、状況は変わると思います。

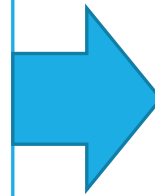
職員：では、先生にお願いする内容を一緒に考えましょう。状況が変わらなければ、また別の手段を考えるということ。

# 基本は障害学生との対話

どうすれば自分の力を発揮できるか？  
どうすれば対等に授業に参加できるか？  
一緒に見つけ出していく



何をどこまでできるかを知らない  
自分に必要な支援内容がわからない



できないことを伝えられる  
自ら周囲に働きかけて、必要な支援を生み出せる

# まとめにかえて



# 話の流れ

障害者差別解消法と  
大学に求められる取り組み

事例に学ぶ障害学生支援：

- 1) 不当な差別的取扱いを巡って
- 2) 機会の保障と合理的配慮
- 3) 合理的配慮の提供を巡って
- 4) 対話に基づく配慮事項の決定



# 大学で学ぶ学生達

社会人

留学生

女子学生

LGBT

被差別部落出身

一人親家族

子育てママ

アイヌ民族

大学第一世代

離島出身者

HIV患者

在日韓国・朝鮮人

障がい学生

ハンセン病患者

シングルマザー

児童福祉施設出身



# 大学で学ぶ学生達

アイデンティティ揺らぎ

経済的困難

学力の偏り

時間的制約

この大学で  
学びたい！

低学力

社会的偏見

言語の違い

自己喪失感

生活習慣の違い

ロールモデル不在

学びづらさ



# 大学で学ぶ学生達

彼らの「学びたい！」に応えるために  
大学は何ができるか？

障害学生支援をきっかけに考えることが**大学**  
**の価値の再発見**に繋がるはず



障害学生支援は学びの宝庫



# 参考資料



# 読んでおきたい資料

- 内閣府 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)



- 文部科学省 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)



# 読んでおきたい資料

- 内閣府 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



- 国立大学法人 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（雛形）」

<http://www.janu.jp/news/whatsnew/20151113-wnew-skaisyou.html>



# 読んでおきたい資料

- 文部科学省「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてのよくあるご質問と回答

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65\\_qa\\_kokumin.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65_qa_kokumin.html)



# 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

# PEPNet-Japan



- 地域ネットワークの形成支援
- 遠隔情報保障ネットワークの構築
- モデル事例の構築と成果発信
- 各種シンポジウム・研修会の開催



# 第14回 日本聴覚障害学生 高等教育支援シンポジウム

日時：平成30年10月28日（日）9時30分～16時

場所：早稲田大学

「これからの聴覚障害学生支援  
—今『対話』を考える—

主催：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク  
国立大学法人 筑波技術大学

共催：早稲田大学

**PEPNet-Japan**

# 参考文献

白澤麻弓 (2015)

「海の向こうに行ったら日本が見えた—米国先進大学に学ぶ聴覚障害学生支援」

デザインエッグ社

※注文を受けてから印刷を行うオンデマンド出版のため **amazon** からお買い求めください。

大学で求められる  
合理的配慮について詳しく解説



# お問い合わせ窓口

聴覚障害学生への支援について  
不明な点があればいつでもお問い合わせ下さい

筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター  
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク  
(PEPNet-Japan) 事務局

email [pepj-info@pepnet-j.org](mailto:pepj-info@pepnet-j.org)

Tel/Fax 029-858-9438